

事業再評価調書（2回目以降）

[事業種別] 事業名		[都市基幹公園等整備事業] 毛馬桜之宮公園整備事業	
担当		建設局 公園緑化部 調整課 (電話番号：06-6469-3820)	
1 事業再評価理由		都市計画変更を実施した年度から5年以上が経過し、なお継続中のもの	
2 事業概要	①所在地 【図1参照】	都島区毛馬町1丁目、友渕町1丁目、善源寺町1・2丁目、都島本通1丁目、中野町1・4・5丁目、網島町 北区長柄東1・2丁目、天神橋1丁目、天満1～4丁目、天満橋1・2丁目地内	
	②事業目的	[事業目的] 毛馬桜之宮公園は、市内を南北に流れる大川の両岸に沿って広がり、北は国営淀川河川公園から、南は大阪城公園や中之島公園に連続する、延長4kmのリバーサイドパークとして整備を進めている「水都・大阪」を代表する総合公園である。また、花見の名所として有名であり、散策・休息・スポーツ・レクリエーションなど、幅広く市民に親しまれている公園である。 現在、未供用となっているエリアの園路広場、植栽などの整備を順次行い、併せて区域拡張を行うことで、災害時における避難場所を確保するなど、防災機能の充実にを図る。	
		[上位計画等における位置付け]	
		計画名等	策定年度
新・大阪市緑の基本計画		平成25年	みどりの基盤
大阪市地域防災計画	平成29年	一時避難場所	
③事業内容	[事業内容] 公園整備事業 総合公園として整備 事業認可面積：40.4ha 【事業内容】：園路・広場整備、植栽工等 [関連事業等の整備・進捗状況] —		
3 事業の必要性の視点	①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	・限られた財源の中で、新設公園の予算確保がますます厳しくなっている。 ・本市の1人当たりの公園面積は、他の政令市に比べ、少ない状況である。 ・局運営方針の【経営課題3 都市の成長】の課題として、本市の身近な緑について満足している市民の割合が半数に達していないといった現状である。	
	②定量的効果の具体的な内容	[効果項目] ①直接利用価値（直接的に公園を利用することによって生じる価値） レクリエーションの場の提供、教育の場の提供など ②間接利用価値（間接的に公園を利用することによって生じる価値） ヒートアイランド現象の緩和、災害・延焼防止の役割の提供など [受益者] 大阪市民（大阪市域全域）	
	③費用便益分析 【図2参照】	[算出方法] 「改訂第4版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」 (平成29年4月 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 平成30年8月 一部改訂) [分析結果] 費用便益比 B/C=2.26 (総便益B：1679.16億円、総費用C：741.76億円)	
	④定性的効果の具体的な内容	[効果項目] 1) レクリエーション空間の提供 ・子供たちの安全な遊び場の提供、レクリエーションの場の提供など 2) 都市景観の向上、都市環境の維持・改善 ・緑地の提供、うるおいのある町並みの提供など 3) 震災等災害時の有効機能 ・災害・延焼防止の役割の提供、一時的な避難場所の提供など [受益者] 主として大阪市民、及び大阪市内に在勤、在学する人々	
⑤事業の必要性の評価	本市の1人当たりの公園面積は、他の政令市に比べて少ない状態であり、また、平成30年度に実施された民間ネット調査では、緑に不満・やや不満と答えた市民が40.2%にのぼるなど、依然として公園は不足している。		評価 A～C

	事業開始時点 (昭和43年3月)	前回評価時点 (平成25年3月)	今回評価時点 (平成31年3月)	
4 事業の実現見通しの視点	①経過及び完了予定	都市計画決定 昭和3年度 事業採択年度 昭和42年度 着工年度 昭和42年度 完了予定年度 昭和45年度	都市計画決定 昭和3年度 事業採択年度 昭和42年度 着工年度 昭和42年度 完了予定年度 平成35年度	都市計画決定 昭和3年度 事業採択年度 昭和42年度 着工年度 昭和42年度 完了予定年度 令和5年度
	②事業規模	36.8ha	40.4ha	40.4ha
	うち完了分	—	用地取得面積 40.3ha 整備済面積 35.3ha	用地取得面積 40.3ha 整備済面積 35.5ha
	進捗率 【図3参照】	—	用地取得率 99.8% 工事進捗率 87.4%	用地取得率 99.8% 工事進捗率 87.9%
	③全体事業費	61億円	166億円	156億円
	うち既投資額	—	147億円	147億円
	進捗率 【図4参照】	—	89%	94%
	④事業内容の変更状況とその要因	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に都市計画の見直しを実施したことで、当初予定していた用地買収の金額が減少した。 整備内容の精査を図った結果、総事業費が減少した。 		
	⑤未着工あるいは事業が長期化している理由	<ul style="list-style-type: none"> 占用等の河川敷における権利関係の整理に時間を要しているため。 限られた財源の中で新たな用地買収や公園整備に時間を要しているため。 <p>[前回評価時点から完了予定年度を変更している場合は、その理由]</p> <p>—</p>		
	⑥コスト縮減や代替案立案等の可能性	<ul style="list-style-type: none"> 広場整備等での公園の早期開設等を検討する。 二次製品（縁石等）の積極的な利用による施設整備費の低減と工期の短縮を図る。 		
⑦事業の実現見通しの評価	平成25年度から不法占拠の解消に努めてきており、平成26、27年度は新設工事を行ったことにより約0.2haを開設した。今後については、令和2年度は実施設計を行い、令和3年度は整備工事を実施する等、令和5年度の完成に向け、事業を進めている。		評価 C	
5 事業の優先度の視点の評価	<p>[重点化の考え方] 重点化の位置づけはない。</p> <p>[事業が遅れることによる影響等] 公園の連続性の確保のためにも未整備区域の整備は必要であるが、既に88%が供用されており、一定の公園機能は果たされているため、遅延による影響は少ない。</p>		評価 C	
6 特記事項				
7 対応方針（案）	事業継続（C）			
（理由）	<ul style="list-style-type: none"> 本公園は、市内を南北に流れる大川の両岸に沿って広がり、北は国営淀川河川公園から、南は大阪城公園や中之島公園に連続する、延長4kmのリバーサイドパークとして整備を進めている「水都・大阪」を代表する総合公園である。 現在、未供用となっているエリアの園路広場、植栽などの整備を順次行い、併せて区域拡張を行うことで、災害時における避難場所等の防災機能の充実を図る必要がある。 公園の連続性の確保のためにも未整備区域の整備は必要であるが、既に88%が供用されており、一定の公園機能は果たされているため、遅延による影響は少ない。 <p>[前回評価時点から対応方針を変更している場合は、その理由]</p> <p>—</p>			
8 今後の取組方針（案）	引き続き、早期の開設に向けて、用地買収と公園整備を実施する。			